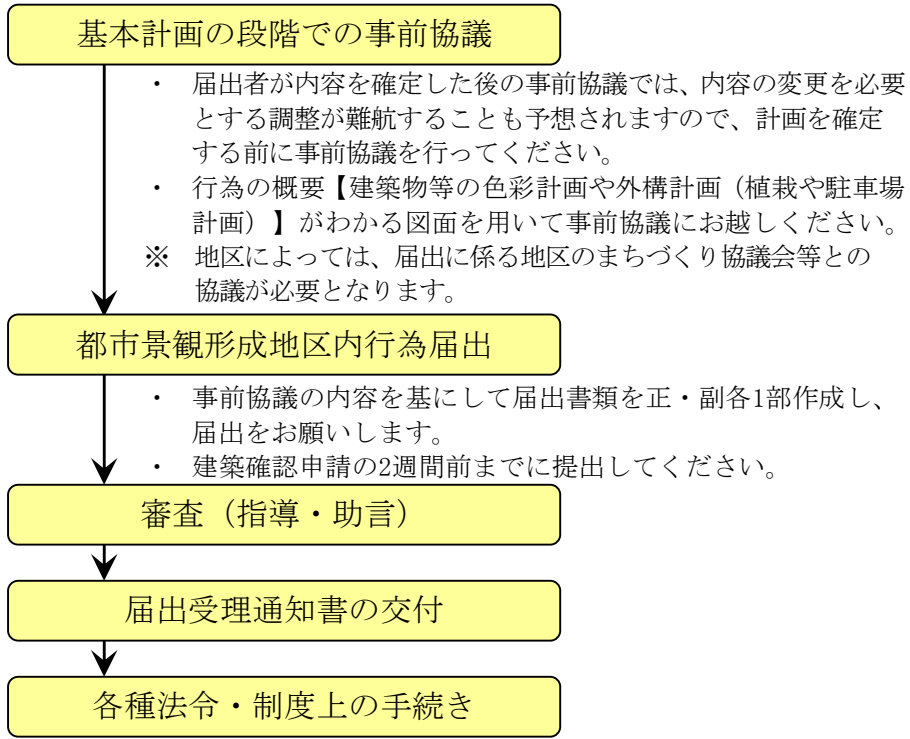


都市景観形成地区の区域内における行為届出に関するフロー

建築行為などを行う場合は事前に届け出てください。

□届出のフロー



届出内容に変更が生じた場合
 新規の届出と同じ流れとなります。変更に係る事前協議をし、建築確認申請等（行為に着手する日）の2週間前までに変更届出書に、届出した別表図面等のうち変更に係る変更前と変更後の図面等を添付したものを正・副各1部作成し、届出してください。

届出した計画を中止する場合
 ・取止め届を1部提出してください。控えとして必要であれば2部持ってきてください。
 ・届出受理通知書を添えた副本を持ってきてください。

□届出窓口

土地政策課 Tel.053-457-2642

□届出が必要（不要）な行為

都市景観地区域内の届出対象
①建築物その他の工作物の新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更 ②宅地の造成その他の土地の形質の変更 ③木竹の伐採又は植栽
届出不要行為（③、④は行為の内容の通知が必要）
①通常管理行為、軽易な行為で規則で定めるもの ②非常災害のための必要な応急処置として行う行為 ③都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為 ④国又は地方公共団体が行う行為

■別表（提出書類）

都市景観形成地区内行為届出書に下記の図面等を添付してください。

添付書類	備考
案内図	当該敷地を明記
公図写し	当該敷地を明記
配置図	壁面後退距離は、有効寸法と表記して有効寸法を記載
平面図	建築物の場合は各階平面図、工作物の場合は平面図又は横断図
着色立面図	4面、広告物や露出する建築設備を着色立面図に明記及び外部仕上げを記載
断面図	最高部の高さ、屋根及び外壁の仕上げを記載
外構詳細図	植栽、門、土留壁、駐車場、物置、ガス・水道・下水道の枦・メーターの位置等も記載
土地断面図	2方向以上、門・門柱・土留壁・駐車場等の工作物の高低差も記載
協議会等との協議書	まちづくり協議会等との協議が必要な地区では、『いつ・誰と・景観基準に対してどのような話をしたか』の協議書を添付していただき、当該地区の協議会等の理解が得られたかを確認します。協議書の様式は問いません